

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験 共通仕様書

1 事業名

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験

2 事業目的

シェアサイクル事業を横浜市内で面的に展開することにより、次の5つの目的の達成を目指して、横浜市と事業者が協働で社会実験を実施する。

- ① 地域住民等の多様な移動ニーズに対応し、公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やすことで、生活の質の向上を図る。
- ② 市内利用者の移動回数の増加により地域の活性化に貢献する。
- ③ マイカー移動からの転換により環境負荷を軽減し、脱炭素社会の形成を推進する。
- ④ シェアサイクル利用者を増やすことで、アプリケーション等を通じた自転車を利用する際の交通ルール等の更なる周知啓発を行う。
- ⑤ 本格実施段階における公有地利用料等の事業者一部負担に向けて、公民連携により事業採算性の向上を図る。

3 実施期間

協定締結日から令和7年3月31日まで

4 実施区域

横浜都心部区域を除く横浜市内区域を北部、中部、南部の3区域（下表参照）に分割し、各区域を実施区域とする。なお、各区域の一部の区については、重点展開区として先行的にポート密度を高め、事業展開を図ること。

<各区域>

区域	該当区
北部	鶴見(※)、神奈川(※)、港北、青葉、都筑（5区）
中部	保土ケ谷、旭、緑、戸塚(※)、泉(※)、瀬谷(※)（6区）
南部	南、港南、磯子(※)、金沢(※)、栄（5区）

※該当区のうち、(※)の記載がある区は、重点展開区とする。

5 役割分担

横浜市と事業者は、実施区域におけるシェアサイクル事業の展開に際して、それぞれに次に掲げる役割を分担し、双方対等な立場でもって、その役割について、各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

(1) 横浜市

- ① 社会実験全体の総括
- ② 公有地サイクルポート用地の調整・確保
- ③ 関係事業者（交通事業者、自治会町内会等）との調整
- ④ 市民への周知・広報（本市ホームページ、広報よこはま、SNS、庁舎施設等へのチラシの配架等）
- ⑤ 自転車を利用する際の交通ルール等の交通安全啓発の実施
- ⑥ 共創フロント等を通じた民有地サイクルポート設置協力者の募集・紹介
- ⑦ 市職員の業務上におけるシェアサイクルの利用促進
- ⑧ 付帯事業の支援
- ⑨ 本格実施に向けた社会実験の効果検証
- ⑩ 北部区域・中部区域・南部区域の各区域の状況を共有する連絡会議の開催

(2) 事業者

- ① サイクルポート等の施設整備及び自転車等の器材の調達並びにこれらの施設及び器材の維持管理と実施期間終了後の原状回復
- ② 事業の運営全般（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情・問合せ対応等）
- ③ 事業の実施に係る違法駐輪対策
- ④ 公有地以外でのサイクルポート用地の調整・確保
- ⑤ 広報ツールの作成、利用者への周知、その他利用率向上に向けた取組
- ⑥ 付帯事業の提案及び実施
- ⑦ 各種データの収集、整理（集計・加工を含む。）、分析と当該データの本市への提供
- ⑧ 利用者へのアンケート調査の実施（利用目的、満足度、移動頻度、交通行動の変化、交通ルールの認知、ポート設置要望等）及び市が実施する社会実験の効果検証への協力
- ⑨ 自転車を利用する際の交通ルール等の交通安全啓発の実施
- ⑩ 利用状況、収支状況等のシェアサイクル事業に係る報告

(3) その他

上記以外は協議を行い、決定する。

6 公有地サイクルポート候補地

- ・公募時点での、公有地サイクルポート候補地は、別紙「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験公有地サイクルポート候補地一覧」に示すとおりとする。
- ・公有地サイクルポート候補地は、公募情報公開時点での一覧となり、各所管局課の取組や状況により事業開始時には変更の場合があるため、設置を確約するものでは

ない。また、必ず設置を求めるものでもない。

- 公有地にサイクルポートを設置する際には、土地所有者・所管部署と設置位置の確定等の詳細な調整が必要となるため、後日協議のうえ決定するものとする。
- 実施期間中、本市に対し、今回提示する公有地サイクルポート候補地一覧以外の横浜市の公有財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。
- 実施期間中、公有地サイクルポートについて、次のいずれかに該当する場合は、サイクルポートの一時休止、撤去又は公有財産の使用中止を命ずることがある。
 - ①当該ポートを設置している公共施設の利用者へ支障が生じた場合又は当該施設の運営に支障が生じた場合
 - ②当該ポートを設置している公共施設において、工事やイベント等の開催を理由として、一時的に公有地サイクルポートを撤去する必要がある場合
 - ③横浜市の公用、公共用又は公益事業に供するため公有地サイクルポートの撤去を必要とする場合

7 費用負担

- 本事業に必要な費用負担については、「5 役割分担」に基づき、横浜市にあっては、横浜市の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担し、事業者にあつては、事業者の役割に必要な経費を負担する。
- 事業に使用する貸出用自転車車両（以下「車両」という。）が市内に放置され、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年 4 月横浜市条例第 16 号）等に基づき移動・保管された場合の費用は、事業者負担とする。なお、当該負担を利用者に請求した際に生じた紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。
- 本事業の運営においてシェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については事業者負担とする。
- 社会実験期間中における道路及び公園の占用料並びに本市の公有財産の使用に係る使用料等の事業者負担及び手続主体については、下表の通りとする。

公有地種別	行為種別	事業者費用負担	手続主体
道路	占用許可	無償	市
公園	設置許可	無償	市
市営住宅	使用許可	有償（※）	事業者
区庁舎等	使用承認	無償	市

（※） 横浜市公有財産規則第 27 条第 1 号に規定する「当該土地価格に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額を基準として、甲が近隣地域又は類似地域の貸付料水準その他の事情を考慮して定める額」を、当該費用負担額とする。

8 事業規模

- ・社会実験期間中において、5つの事業目的が達成できる規模及び密度のサイクルポートを整備するとともに、各ポートに適正な車両台数を配置すること。
- ・事業展開する地域特性を踏まえ、駅やバス停留所から離れている交通不便地域においてもサイクルポート設置を積極的に検討し、公共交通の機能を補完できるポート配置計画とすること。

9 利用方法

- ・利用者がどのサイクルポートでも車両を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・利用者の本人確認に係る認証を行うこと。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者、高齢者、外国人等の誰もが使いやすいシステムとし、利用者登録から料金決済までを簡易に利用でき、即日の利用が可能なシステムとすること。
- ・スマートフォンのアプリケーション等による利用だけでなく、ICカードによる即時利用等、多くの人々が利用しやすいシステムとすること。
- ・原則として、全日全時間（年間365日・1日24時間）の利用が可能であること。ただし、サイクルポートの設置施設の敷地に閉場時間がある場合は、当該閉場時間に合わせて、スマートフォンのアプリケーション等上での利用予約時間制限を設定すること。

10 利用料金

- ・公共交通の機能を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金を設定し、時間単位、日単位、法人用等多様な料金プランがあること。ただし、月単位の定額利用プランを設ける場合については、短時間利用を定額料金範囲とする等、車両を長時間、占有させないような料金体系とすること。
- ・本事業（付帯事業含む）によって得られた利用料金等の収入は、全て事業者に帰属するものとする。

11 車両の仕様

- ・制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付ける等、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- ・幅広い世代で利用可能なものとするため、原則としてカゴ付き電動アシスト自転車とし、安全性、操作性及び耐久性が高いものとする。
- ・地域の景観との調和を阻害しないデザインの車両とすること。
- ・車両には、GPSを搭載し、GPS単独又はビーコンとの併用により位置情報による貸出・返却の状況把握及び制御を行うこと。

- ・車両には、名称、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が直接施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。
- ・関係法令に基づき、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること（ただし、TSマーク付帯保険のみの付保は不可とする）。
- ・車両のメンテナンスについて、自転車安全整備士等の車両整備技術力のあるものが定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。
- ・車両の防犯登録を行い、盗難対策を講じること。

12 サイクルポートの仕様

- ・サイクルポートには区画線を引くなど、他の区画と明確に区分し、原則として、必ず自転車駐輪ラックを設置すること。
- ・放置自転車を誘発しないため、サイクルポート以外で車両を返却できないシステムとするとともに、サイクルポートには自転車駐輪ラック数又は指定台数以上の車両が返却できないようシステム制御をすること。
- ・サイクルポートは原則として、車両の貸出・返却の無人受付が可能なシステムとすること。
- ・公有地サイクルポートにおいて、電気を使用する場合は、事業者において施設管理者及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じること。この場合において、当該配線、機器等の設置費用及び事業で使用した電気料金等の費用の全てについて、事業者が負担すること。
- ・強風、大雨等でポート自体が転倒・破損するおそれがないよう、安全性、耐久性の高いものとし、破損した場合は、速やかに修繕を行うこと。
- ・定期点検及びメンテナンスを行い、利用者が常に安全に利用できるようにするとともに、サイクルポート設置場所及びその周辺を常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- ・地域の施設の景観との調和を阻害しないデザインとすること。
- ・サイクルポートには、名称、利用方法、事業者の連絡先等を表示した案内板を設置し、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないように工夫すること。
- ・サイクルポートに本社会実験と関係ない自転車が駐輪されないよう注意喚起を行うとともに、駐輪されてしまった場合には、早期に適切な対応を行うこと。
- ・公有地サイクルポートは、大規模な掘削等を必要とせず、極力簡易に、設置又は撤去ができる仕様のものですること。
- ・公有地サイクルポートについては、社会実験終了後、本事業のために設置したサイクルポート、車両その他の設備を撤去し、原状回復を行うものとする。

13 運営体制等

- ・事業の運営に当たっては、全体責任者及び職務代理者を選任の上、複数の担当者を配置

する等、本市と緊密な連携が図れる運営体制を構築すること。

- ・利用者の登録、利用料金の決済、車両の再配置・メンテナンス及び問合せ・緊急対応等の運營業務を市の関与なしに一括して実施すること。
- ・24時間対応可能なコールセンター、チャットサポート等を設置し、事故や機器トラブル等に迅速に対応する体制をとること。
- ・配置している車両に著しい偏りが発生し、利用者の利用に支障が生じた場合は、台数を平準化するために、サイクルポート間で車両の再配置を実施すること。なお、公共施設における再配置の際は、当該施設利用のピーク時間帯を避けて実施するなど、あらかじめ施設管理者と実施内容の調整を図ること。
- ・利用者に対して、車両を放置しないよう周知徹底するとともに、サイクルポート外への放置が確認された場合は、事業者が速やかに回収すること。
- ・利用者に対し、スマートフォンのアプリケーションやメール等の手段により、自転車を利用する際の交通ルールやマナー等の周知啓発を利用登録時や定期に実施すること。
- ・サイクルポートを設置する敷地へのアクセスに課題がある場合や施設利用上の注意事項がある場合は、スマートフォンのアプリケーション上での利用案内や注意喚起等を適切に表示すること。
- ・利用方法の周知、利用者の利便性向上及び利用促進のため、事業周知チラシやポート案内地図の作成、専用のホームページ等を準備する等、積極的な広報周知活動を実施すること。
- ・事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に本市の承諾を受けること。
- ・横浜市の公有地を使用してサイクルポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、事業者が責任をもって対応処理すること。
- ・サイクルポートの設置等の施工業務や車両の定期点検・メンテナンス等の管理運營業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。）を活用すること。
- ・利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項等の法令の規定に基づき適正に管理し、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じること。

14 付帯事業

- ・シェアサイクル事業を補完し、事業目的の達成に向けて、シェアサイクル事業の利用者の利便増進、横浜市内のリソースの活用又は横浜市の関連施策の推進等に寄与する事業を付帯事業として積極的に提案すること。
- ・地域住民等からシェアサイクルの講習会、試乗会又は交通安全研修会等の開催要望があ

った場合には、シェアサイクル事業の採算性を圧迫させない範囲において付帯事業として実施すること。

- ・その他、社会実験開始後の事業課題に対する対応策として、付帯事業として横浜市に提案し、横浜市の承認を受けた上で、付帯事業として実施することができる。

15 事業実施計画書

社会実験の実施において、事業目的が着実に達成できるよう、年度ごとの実施事項や目標達成指標（KPI）等を定めた事業実施計画書を、当該年度の開始前までに横浜市と協議の上で策定すること。

16 事業報告・事業評価

- ・本事業の実施状況について、下表の各内容をまとめた報告書を横浜市に提出すること。

報告名	提出時期	報告内容
定期報告書	実施月の翌月 15日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況（登録者情報、利用回数、利用時間、回転数、自転車台数、サイクルポートの設置数等） ・サイクルポート設置に関する調整状況 ・サイクルポートの設置位置データ（GISデータ等） ・利用者の移動、経路、滞在頻度等のデータ及び分析結果 ・再配置情報（再配置回数、再配置ルート等） ・事業収支状況 ・利用者の事故状況、苦情・ポート設置要望等の問い合わせ状況 ・その他、横浜市が指定する事項
期末報告書	各年度末の翌月 30日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告内容の取りまとめ ・事業目的の達成状況や利用者の満足度等に関するアンケート実施結果 ・個人情報に配慮した範囲での利用状況等の公表用オープンデータ ・事業課題及び課題への対応策 ・その他、横浜市が指定する事項
最終報告書	社会実験終了後 2か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験期間におけるすべての報告内容の取りまとめ ・その他、横浜市が指定する事項

- ・横浜市市民協働条例第 15 条（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）の規定に基づき、各年度終了後に横浜市とともに下表の内容を踏まえた本社会実験の相互評価を行うこと。

評価名	評価時期	評価項目
事業評価書	各年度終了後 2 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・各定期報告及び期末報告内容と横浜市が実施する効果検証内容を踏まえた事業目的の達成状況に関する相互評価 ・社会実験全体の事業課題及び本格実施に向けた課題の整理とその改善策 ・その他、横浜市と事業者が協議の上に定める事項

17 財産の帰属

- ・本事業において、事業者の負担で構築したシステム、車両・機器等の有形財産は、社会実験の実施終了後においても、全て事業者に帰属するものとする。
- ・社会実験の実施を通じて新たに得られた成果物（利用状況等のデータ、アンケート結果及び効果検証結果等）及び知的財産については、本市及び事業者の両者に帰属するものとする。ただし、社会実験の開始前に既に本市及び事業者に帰属していた成果物及び知的財産については、この限りではない。

18 情報公開の原則

社会実験に関する情報、成果及び評価については、公開を原則とする。ただし、公表する情報等に個人情報又は事業者の営業秘密・技術情報が含まれる際には、当該部分を除いた部分につき公表対象とする。